

日本私立大学協会
私立大学ガバナンス・コード＜第 2.0 版＞
「点検結果報告書」

共通様式

①法人名称	学校法人梶山女学園
②設置大学名称	梶山女学園大学
③担当部署	総務部総務課
④問合せ先	052-781-4317
⑤点検結果の確定日	令和 8 年 9 月 18 日
⑥点検結果の公表日	令和 8 年 9 月 24 日
⑦点検結果の掲載先 URL	https://www.sugiyama-u.ac.jp/gakuen/about/data/governance.html
⑧本協会による公表	承諾する

【備考欄】

--

様式 I

I－I. 「基本原則」及び「原則」の遵守（実施）状況の点検結果

基本原則・原則	遵守状況
基本原則 1 自主性・自律性の確保（特色ある運営）	○
原則 1－1 建学の精神等の基本理念に基づく教学運営体制の確立	○
原則 1－2 中期的な計画の策定方針の明確化及び進捗管理	○
基本原則 2 公共性・社会性の確保（社会貢献）	○
原則 2－1 教育研究活動の成果の社会への還元	○
原則 2－2 多様性への対応	○
基本原則 3 安定性・継続性の確保（学校法人運営の基本）	○
原則 3－1 理事会の構成・運営方針の明確化	○
原則 3－2 監査機能の強化及び監事機能の実質化	○
原則 3－3 評議員会の構成・運営方針の明確化	○
原則 3－4 危機管理体制の確立	○
基本原則 4 透明性・信頼性の確保（情報公開）	○
原則 4－1 教育研究・経営に係る情報公開	○

I－II. 遵守（実施）していない「基本原則」の説明

該当する基本原則	説明

I－III. 遵守（実施）していない「原則」の説明

該当する原則	説明

様式Ⅱ

Ⅱ－Ⅰ．「原則」の遵守（実施）状況の判断に係る「実施項目」の取組状況

原則１－１ 建学の精神等の基本理念に基づく教学運営体制の確立

実施項目 １－１①	説明
建学の精神等の基本理念及び教育目的の明示	梶山女学園は、教育理念「人間になろう」に基づき、教育目的及び研究目的を定め、教育を行っている。また、大学憲章を制定し、その中でも人間教育を進めていくことを示している。 これらは、ホームページで公開し、広く社会へ明示している。学生には別途『履修の手引』等を配付し周知に努めている。 (教育理念) https://www.sugiyama-u.ac.jp/gakuen/about/policy/ (大学憲章) https://www.sugiyama-u.ac.jp/univ/about/feature/policy/ (人材養成に関する目的) https://www.sugiyama-u.ac.jp/univ/about/feature/purpose-u/
実施項目 １－１②	説明
「卒業認定・学位授与の方針」、「教育課程編成・実施の方針」及び「入学者受入れの方針」の実質化	教育理念の実現に向け、ディプロマ・ポリシー（卒業認定・学位授与の方針）、カリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施の方針）及びアドミッション・ポリシー（入学生受入れの方針）を全学的な基本方針に基づき策定し、大学全体のポリシーと学部・学科ごとのポリシーを連関して定め、学生に明示している。 また、教育、研究、社会貢献等の諸活動を恒常的に改善し、その質の向上を図るため、全学的に内部質保証を推進する組織体制を構築している。認証評価については、7年ごとに認証評価機関による大学評価を受けつつ、認証評価の際に提出する「点検・評価報告書」の記載方法に従って、年度ごとの活動を自ら点検・評価し「点検・評価報告書」としてまとめ、公表している。 (3つのポリシー) https://www.sugiyama-u.ac.jp/univ/about/policy/index.html (内部質保証・大学評価) https://www.sugiyama-u.ac.jp/univ/about/valuation/certific.html
実施項目 １－１③	説明
教学組織の権限と役割の明確化	学長等の責務等については、学則に明記している。 なお、副学長については「梶山女学園大学副学長規程」等を定め、複数人いる副学長の役割分担を明確にしている。 教育研究の重要事項を審議するために教授会及び研究科委員会を設置しており、教授会及び研究科委員会は、学長

	が決定を行うにあたり意見を述べる機関として機能している。 (学則) https://www.sugiyama-u.ac.jp/univ/about/disclosure/index.html (大学の組織図) https://www.sugiyama-u.ac.jp/univ/about/disclosure/ogo7gd000000adwr-att/daigakusoshiki2025_2.pdf
実施項目 1-1 ④	説明
教職協働体制の確保	大学運営に関する課題解決の組織である大学運営会議には、学長、副学長、学部長のほか、事務局部長が構成員になっており、教職協働体制を確保している。 また、各種委員会を構成する際やワーキンググループを結成する際には、教員と職員とで構成をしており、運営においても協働する体制を整えている。
実施項目 1-1 ⑤	説明
教職員の資質向上に係る取組みの基本方針・年次計画の策定及び推進	教職員の資質向上を図るため、基本方針及び年次計画を策定し、以下のように取組みを推進している。 全学 FD 委員会においては、FD 研修会を計画・実行し、全教員の参加を確保している。 SD 研修会等については、大学運営会議において計画し、管轄の課において実行している。アンケート等で参加のチェックを行い、全教職員の参加を確保している。 また、アンケート結果については、次回の企画に反映するようにしている。

原則 1-2 中期的な計画の策定方針の明確化及び進捗管理

実施項目 1-2 ①	説明
中期的な計画の策定方針の明確化及び具体性のある計画の策定	安定した経営を行うために、認証評価を踏まえて学内外の環境の変化の予測に基づく、中期的な計画の検討・策定をしている。 学園の中期的な計画については、理事長が所属長と協議し、法人と各学校・園の方向性をすり合わせたのち、各学校・園で策定する。最終的には、所属長会議において確認を行っている。 具体的な計画を策定する過程においては、各学校・園での会議体や担当する事務局において検討を重ねて、その際には教職員の意見を反映できるようにしている。 大学においては、中期計画の策定に際して、教育課程レベルの事業計画及び事業報告による検証結果も踏まえながら、継続的な改善を行っている。

	(中期的な計画) https://www.sugiyama-u.ac.jp/gakuen/about/data/m3gsm80000000445-att/21_01.pdf
実施項目 1－2②	説明
計画実現のための進捗管理	中期的な計画の実現に向け、各部署等において事業の進捗状況を確認するとともに、年度ごとの実施計画及び実施状況については、事業計画書及び事業報告書により検証を行っている。また、検証結果を踏まえて必要な改善を行い、継続的な質向上に努めている。 (事業計画・事業報告) https://www.sugiyama-u.ac.jp/univ/about/disclosure/report.html

原則 2－1 教育研究活動の成果の社会への還元

実施項目 2－1①	説明
社会の要請に応える人材の育成	本学は、「椋山女学園大学の目的に関する規程」、「椋山女学園大学大学院の目的に関する規程」、各学部・学科、各研究科の人材養成に関する目的、教育研究上の目的を定めており、各学部学科・研究科ともに、社会貢献をなす人材及び国際的人材の養成を目的とすることを明示している。 また、「椋山女学園大学憲章」(平成 28 (2016) 年 9 月 30 日制定)において、「わたしたちの社会貢献」として、社会貢献に係る基本方針 3 項目を掲げている。 ○わたしたちの社会貢献 1. すぐれた卒業生を輩出し、地元の発展や持続可能な社会の形成に寄与します 2. 教育研究活動の成果を通して、社会的課題の解決に貢献します 3. 学びの門戸を卒業生や社会人にも広げます 社会の要請に応じた学びの機会としては、トータルライフデザインセンターが主催する「ライフデザインカレッジ」においては、社会人女性のキャリアアップやリスクリリングを支援するための講座とコンサルテーションのほか、ライフキャリアに関する知識・教養講座の提供、関連授業の提供を行っている。
実施項目 2－1②	説明
社会貢献・地域連携の推進	自治体等との連携協定を複数締結しており、連携講座や講師派遣などで協力している。また、大学主催の講演会などを地域へ向けて公開している。 この他、臨床心理相談室では、地域の方へのカウンセリング等を行うなど、社会への貢献や地域との連携を図

	っている。 (地域貢献、社会連携) https://www.sugiyama-u.ac.jp/univ/social/contribution/index.html (臨床心理相談室) https://www.sugiyama-u.ac.jp/univ/social/contribution/counseling.html
--	--

原則 2－2 多様性への対応

実施項目 2－2 ①	説明
多様性を受容する体制の充実	「梶山女学園大学における障害のある学生の支援に関する基本方針」を定め、教育理念のもと、障害のある学生に対し障害を理由とする不当な差別的取扱いの禁止や合理的配慮の提供に必要な支援を推進している。 https://www.sugiyama-u.ac.jp/univ/campus/study/student.html 教員の採用や昇任については、「教員組織の編制に関する方針」に則り行っており、性別や国籍等によることなく、教育理念、大学の目的、人材育成に関する目的及び梶山女学園大学憲章をよく理解し協力できる者であるとともに、教育、研究、社会貢献及び大学管理運営において、必要な能力を有するという基準で行っている。 https://www.sugiyama-u.ac.jp/univ/about/mtcov30000000fd8-att/2024_soshikihensei.pdf
実施項目 2－2 ②	説明
役員等への女性登用の配慮	理事監事の役員は11名中5名が女性であり、評議員は15名中8名が女性で、積極的に女性を登用していると言える。

原則 3－1 理事会の構成・運営方針の明確化

実施項目 3－1 ①	説明
理事の人材確保方針の明確化及び選任過程の透明性の確保	理事の選考については、学校法人梶山女学園寄附行為（以下「寄附行為」という。）により 3 つの理事選任機関を設置し、多角的な視点で選任ができるよう制度を整えている。 理事長像については、Ⅱ－Ⅱで述べる。 (寄附行為) https://www.sugiyama-u.ac.jp/gakuen/about/data/kifu.html
実施項目 3－1 ②	説明

理事会運営の透明性の確保及び評議員会との協働体制の確立	寄附行為を遵守し運営をしている。 また、「椙山女学園理事の職務権限規程」により、理事の職務について明確化し、理事会においてそれぞれの理事の業務についても確認し決定を行っている。 評議員会との協働体制については、寄附行為第 51 条の規定のとおり、理事会からの丁寧な説明を重ねることを実行している。
実施項目 3－1 ③	説明
理事への情報提供・研修機会の充実	文部科学省を始めとする各省庁発出の情報や法令改正などについては、必要に応じて理事への情報提供を行っている。 また、各種セミナー（日本私立大学協会や私学経営研究会主催など）への参加の依頼を行っている。

原則 3－2 監査機能の強化及び監事機能の実質化

実施項目 3－2 ①	説明
監事及び会計監査人の選任基準の明確化及び選任過程の透明性の確保	監事については、役員、評議員と利害関係を有しない、公正不偏の立場で、業務執行の適法性と妥当性を確認できる人物を、評議員会において選任している。 会計監査人については、実績と信頼のある監査法人を評議員会で選任して、透明性を確保している。
実施項目 3－2 ②	説明
監事、会計監査人及び内部監査室等の連携	監事は、年度当初に監査の基準・計画を策定し、理事会へ説明・報告をしている。 また、法人の業務、財産の状況及び理事の業務執行状況を監査し、監査結果を監査報告書にまとめ、理事会及び評議員会に報告している。 監事、会計監査人及び内部監査者の情報交換を行ない連携している。
実施項目 3－2 ③	説明
監事への情報提供・研修機会の充実	監事が十分な監査ができるよう、監事業務を支援するための情報提供や研修機会の提供を行っている。

原則 3－3 評議員会の構成・運営方針の明確化

実施項目 3－3 ①	説明
評議員の選任方法や属性・構成割合について	学園の理念を理解し、建設的な提言を行える人物を卒業生、学園のステークホルダー、学識経験者から学

の考え方の明確化及び選任過程の透明性の確保	園の役員や他の評議員と特別な利害関係のない者を選任している。また、教職員については評議員総数の 1/3 以内としている。
実施項目 3-3②	説明
評議員会運営の透明性の確保及び理事会との協働体制の確立	評議員会の開催については、理事会で議事等を決定し招集をしている。 評議員会には、理事長、代表業務執行理事、業務執行理事及び監事が出席し、常に、評議員からの質問等に対応できるようにしている。
実施項目 3-3③	説明
評議員への情報提供・研修機会の充実	評議員会の場で、現在本学が置かれている状況などの情報共有を行っている。また、法改正等についても具体的な説明を行うなど評議員に理解を深めてもらえるように努めている。

原則 3-4 危機管理体制の確立

実施項目 3-4①	説明
危機管理マニュアルの整備及び事業継続計画の策定・活用	危機管理マニュアルについては、毎年度見直しを実施し、実効性の向上を図っている。 また、事業継続計画（BCP）については、毎年度内容の見直しを行い、災害等の緊急時における継続的な運営体制の確保に努めている。
実施項目 3-4②	説明
法令等遵守のための体制整備	コンプライアンスの取り組みについては、「学術研究倫理憲章」をはじめ、規程、方針、ガイドラインを定め整備をして運用しており、ホームページで公開をしている。 「梶山女学園公益通報者保護規程」を制定し、内部通報窓口の設置等の整備を行っている。 (コンプライアンスの取り組み) https://www.sugiyama-u.ac.jp/univ/about/comp/index.html

原則 4-1 教育研究・経営に係る情報公開

実施項目 4-1①	説明
情報公開推進のための方針の策定	Ⅱ-Ⅱに記載
実施項目 4-1②	説明
ステークホルダーへの	学校教育法施行規則等の法令に基づく情報公開に関

理解促進のための公開の工夫	しては、ホームページの「情報公開」において公表している。 法律上公開が定められていない情報についても、ホームページ、広報誌等を利用して、積極的に発信をしている。 また、内容に応じて、グラフを使用するなどの工夫を行っている。
----------------------	--

Ⅱ－Ⅱ．「実施項目」に記載の内容とは異なる独自の方法により、「原則」を遵守していると判断した場合の取組内容

該当する原則	説明
原則 3－1	理事の責務を踏まえた人材確保の方針やあるべき理事長像を明確にすることについては、内的・外的要因により不断に変化するものであるとの考えから、経営上あえて定めないほうが良いと判断している。
原則 4－1	情報公開推進のための方針の策定については、その対象者、方法、項目等を定めることよりも、対象者に丁寧に説明し伝えていくことを重要であると考え、情報公開の推進については、取捨選択しながら、必要なところに必要な情報が確実に届くことを最優先に取り組んでいる。